

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証で受診をすることで、過去の診療データに基づく医療が受けられる、突然の手術や入院でも高額支払いが免除になる、意識が無い等の緊急時でも迅速な応急処置が可能となる…など様々なメリットがあります。

令和8年2月時点における当支部でのマイナ保険証登録者数は、16,905人（被扶養者を含む）中、14,239人となっています（84.2%）。

既にマイナ保険証の登録がある方は、今後もマイナ保険証で受診することでより良い医療を受けましょう。マイナ保険証の登録がお済みでない方は、是非登録の手続きをお願いします。

★マイナンバーカードの申請方法等については、公立学校共済組合ホームページ「マイナンバーカードコーナー」をご確認ください。

マイナンバーカードコーナーはこちらから

<https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合

検索

URL又は二次元コードで検索

マイナンバーカードコーナー

【重要】マイナ保険証コーナー

令和8年12月1日より、医療機関等で診療を受ける際は、マイナ保険証を利用することが基本となりました。ここではマイナ保険証に関する重要なお知らせについてご案内しています。

参考情報

マイナンバーカードに関する参考情報をご案内しています。

マイナンバーカードや
マイナ保険証については
こちらのページを確認！

交通事故等（第三者加害行為）にあったときは、共済組合に連絡を！

交通事故など、第三者の行為によってケガをしたり病気になった場合、その治療に要する費用の負担は加害者の責任です。

したがって、組合員証等を使用する必要はありませんが、加害者にただちに治療費を負担させることが困難な場合には、組合員証等を使用することもあります。その際には、速やかに共済組合に連絡してください。（後日、加害者に損害賠償請求することになります。）

交通事故にあった時の留意事項

- ① **警察に連絡する**（どんなに小さな事故でも警察へ連絡する。）
- ② **加害者の確認をする**（加害者の運転免許証、車検証等で相手を確認する。）
- ③ **医師の診断を受ける**（軽いケガでも、必ず医師の診断を受ける。）
- ④ **共済組合に連絡する**（組合員証等を使用する場合は、事前に共済組合へ連絡する。）

公立学校共済組合石川支部 短期給付係 電話：076-225-1848

⑤ 安易な示談はしない

組合員証等を使用して療養を受けた場合、治療費の請求権を放棄する内容の示談をすると、加害者に対して損害賠償請求ができなくなるため、共済組合の給付を返還していただくことになります。

※勤務中や通勤途中での事故は、一般的に公務災害・通勤災害となるため、組合員証等は使用せず、地方公務員災害補償基金石川県支部（教育委員会担当）へ連絡してください。

電話：076-225-1845